

〈自治連合会・自治会用〉

# 学区要望マニュアル



令和4年度

大津市 市民相談室

# 目 次

## 第1章 学区要望について

1. 学区要望とは	1
2. 学区要望の事務手順	1
3. 要望書作成にあたってのお願い	2
4. 大津市が所管する業務以外の要望について	4
5. 要望先の判断について	4
6. 要望の期間について	4
7. 要望書の作成方法について	5
8. 提出について	5
《資料》関係機関一覧	6

## 第2章 修繕等の依頼について

1. 修繕等の依頼とは	7
2. 依頼の方法について	7

### ◆学区要望と修繕・維持管理の依頼の方法について

要 望 内 容	要 望 ・ 依 頼 の 方 法
学区全体のまちづくりに関わる要望 ※市街灯新規設置、カーブミラーの新規設置を含む	学区要望書を市民相談室へ提出
既存の設備や施設に関する修繕・維持管理に関する 依頼	直接、担当課へ依頼（随時受付） メール、電話、市民通報システム、 修繕等依頼書

修繕・維持管理等の依頼は、随時担当課へ直接ご連絡いただくようお願いいたします。

## 第1章 学区要望

### 1. 学区要望とは

学区要望は、地域が目指す将来像に近づくこと、また、現在支障をきたしていることを解決し、よりよいまちづくりに資するための要望です。

### 2. 学区要望の事務手順

#### 学区要望 事務手順

各自治会は、要望書を作成します。（添付用地図・写真含む）

各自治会は要望書を当該学区自治連合会へ提出します。

当該学区自治連合会は、自治会からの要望内容を集約の上、学区要望書として取りまとめ、市民相談室へ提出します。

- ◆学区要望書：8月末までに提出（紙ベース及びデータ）  
※提出については、支所からの送付や郵送でも受付けています。

市民相談室は学区要望書を各担当課へ送付し、期日までに回答を求めます。

各担当課は、学区要望について市民相談室へ回答します。

市民相談室は、各担当課の回答を取りまとめの上、回答書を学区自治連合会あて送付します。

当該学区自治連合会は、学区要望書の回答を各自治会へ回付します。

### 3. 要望書作成にあたってのお願い

学区からの要望について、内容の正確な把握と迅速な回答のため、以下のことについてご協力をお願いします。

#### (1) 学区内で内容を調整のうえ、ご要望ください。

- 学区要望の趣旨をご理解いただき、個人的な要望は学区要望ではなく直接担当課へご連絡ください。
- 市道拡幅や側溝改修による通行幅の拡張等は、市道との境界確定や地権者の用地協力等が必要となる場合があります。協力が得られる見込みである等、地元での調整を図っていただいた上で要望していただくようお願いします。

#### (2) 道路や公園施設等の修繕の依頼については、直接担当課へ連絡してください。

- 既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等（主なものは7ページ参照）については、学区要望ではなく、直接担当課へご連絡ください。

#### 【緊急性のある要望事項について】

市道上の穴ぼこ、陥没等、危険が伴い早急な対応を必要とする内容は、学区要望ではなく、直接担当課に申し出るか、市民通報システムをご利用ください。

※市街灯、防犯灯の不点灯の通報については、専用システム「おおつ 市街灯光ラナイくん」)、もしくは、大津市コールセンターで電話受付も可能です。

(大津市コールセンター Tel.077-523-1234)

市民通報システム



おおつ 市街灯光ラナイくん



#### (3) 継続要望については、以前の回答内容を踏まえて、要望の検討をお願いします。

- 以前と同様内容の要望をされる際は、過去の回答の内容等を踏まえていただき要望内容を検討してください。  
なお、状況に変化があった場合は、その旨を記載してください。

(4) 要望場所や要望内容の特定しやすい資料の添付をお願いします。

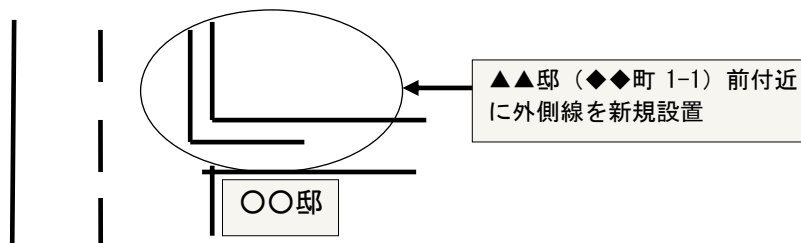
○位置図・写真を、添付してください。

添付していただく地図・写真はできるだけカラーでご提出をお願いします。

#### 【位置図】

位置図には、最寄の公共施設や住所を明記する等、場所を特定しやすい工夫をお願いします。

(例)



#### 【写真】

写真は、近景だけでなく、なるべく周囲の状況がわかるように撮影してください。

(5) 平日の昼間に連絡がとれる連絡先を明記してください。

(6) 市街灯・カーブミラーの新規設置条件について

○市街灯・カーブミラーの新規設置については、下記を参考に要望してください。

#### 市街灯新設について

大津市道上の夜間交通の安全確保を目的に設置、維持管理する照明灯で、設置できる場所は次のとおりです。

- ① 市道であること  
(国道、県道、里道及び私道には設置できません。)
- ② 原則、既存の関西電力柱やNTT柱  
(それらが無い場合は、専用柱を建てる場所があること。)

#### カーブミラー新設について

- ① 設置する場所
  - ・大津市道の視界不良のカーブ。
  - ・大津市道と大津市道または大津市道と公道との交差点。  
(公道とは、国道、県道、他市町道をさします。)
- ② 設置しない場所
  - ・隅切りが施されており、視距が確保されている交差点。
  - ・一旦停止、信号機設置等の公安規制により交通安全上の措置がされている交差点。

※カーブミラーは、交通ルールを遵守することを前提として、その物理的条件等により視距が確保されない場所に設置するものです。例えば、一旦停止による安全確認をしない、スピードを出しすぎる等、交通ルールを守らない者があることに起因する危険の回避を目的とする設置はできません。

## (7) その他

- 要望書を手書きされる場合は、ボールペンを使用し、楷書で記載してください。
- 児童クラブ課への依頼・要望等は、要望書作成前にまずは児童クラブ課へご連絡をお願いします。 児童クラブ課 TEL 528-2776
- 一旦停止、横断歩道、徐行等、規制のかかるものは、管轄の警察へ依頼してください。  
(6ページ参照)

### 4. 大津市が所管する業務以外の要望について

大津市所管業務以外の要望については、関係機関（6ページ「関係機関一覧」参照）へ直接要望してください。

なお、大津市所管業務以外の要望を出された場合は、適切な要望先をご案内し、大津市では情報として拝読いたします。

### 5. 要望先の判断について

【道 路】市道か否かの判断については、「市道認定路線網図」を参照してください。

⇒担当：路政課 (TEL 528-2858)

市道認定路線網図は、大津市ホームページ>オンラインサービス>地図検索サービス「My Townおおつ」でご覧いただけます。

【河 川】一級河川、普通河川、準用河川の判断⇒担当課：道路・河川管理課 (TEL 528-2782)

※一級河川でも、その上流や支流の場所によって普通河川となる場合がありますので注意してください。

【公 園】児童遊園地及び都市公園⇒担当課：公園緑地課 (TEL 528-2784)

【その他】所管課が不明の場合は、市民相談室 (TEL 528-2666)へお問い合わせください。

### 6. 要望の期間について

学区要望書は、自治連合会及び自治会で調整、協議をしていただいた上で、8月末までに提出してください。



## 関係機関一覧

要望内容	所管機関	代表者及び連絡先
① 信号機の設置、横断歩道の設置、一旦停止線の設置、道路標識(規制・指示)の設置、速度規制、駐車禁止・不法駐車対策	大津北警察署	署長 安土 雅樹 大津市真野二丁目20-23 Tel 573-1234 ① 窓口：交通課 ② 窓口：地域課
	大津警察署	署長 時田 保徳 大津市打出浜12-7 Tel 522-1234 ① 窓口：交通第一課 ② 窓口：地域課
国道1号、161号、湖西道路に関する要望について (歩道整備、街灯設置等含む)	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	所長 中尾 勝 大津市竜が丘4-5 Tel 523-1741
維持管理にかかる緊急性のある連絡	国道1号に関する事	草津維持出張所 栗東市中沢二丁目12-30 Tel 562-0842
	国道161号、湖西道路に関する事	堅田維持出張所 大津市本堅田四丁目15-3 Tel 572-1580
瀬田川の維持管理等について	国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 瀬田川出張所	所長 松尾 亮衛 大津市黒津四丁目2-1 Tel 546-0006
県道及び国道367号、422号、477号の維持管理等について (道路拡幅、歩道整備、街灯設置、側溝整備、除草、等含む)	滋賀県大津土木事務所	所長 岸田 孝史 大津市松本一丁目2-1 Tel 524-2812
一級河川の維持管理等について (浚渫、除草、護岸整備、改修等含む)		
郵便ポストの設置等について	大津中央郵便局	局長 金子 良文 大津市打出浜1-4 Tel 524-2002
私道関係	地権者又は地元で維持管理	
農道関係	受益者又は地元で維持管理	
土地改良関係	学区内で農業組合、水利組合等と調整をお願いします。	



## 第2章 修繕、維持管理の依頼

### 1. 修繕等の依頼とは

既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等についての依頼。

### 2. 依頼の方法について

修繕等は、随時、直接担当課へ依頼してください。

修繕等は、「修繕等依頼書」（依頼書は支所を通じて提出いただけます。）のほか、電話、市民通報システム（2ページのQRコード参照）、大津市受付メールでも依頼できます。

#### ※担当課へ直接、修繕等連絡事案等の例

【道路関係】 担当課：道路・河川管理課 TEL 528-2782

- ・舗装（打ち替え）
- ・側溝蓋の補修
- ・ガードレール・防護柵の補修
- ・市街灯・防犯灯の修繕・球切れ
- ・道路区画線の引きなおし
- ・側溝の補修（側溝の蓋掛けを除く）
- ・カーブミラーの移設・角度調整
- ・街路樹の剪定・消毒

【公園関係】 担当課：公園緑地課 TEL 528-2784

- ・公園の維持管理

【水道・ガス関係】 担当課：企業局 維持管理課 TEL 528-2609

- ・水道・ガス施設の修繕

【雑草関係】 担当課：環境政策課 TEL 528-2760

- ・空地の雑草に関すること

【ペットに関する相談】 担当課：動物愛護センター TEL 574-4601

- ・犬、猫、ペットに関する個別の相談等

※ 修繕・維持管理等の依頼は、随時担当課へ直接ご連絡いただきますよう、お願いします。

これまでから、修繕等依頼については、緊急性のあるものが見受けられることから、より迅速かつ柔軟な対応ができるよう、令和3年度より、随時、担当課へ直接ご連絡いただき、担当課から回答するよう、変更しています。